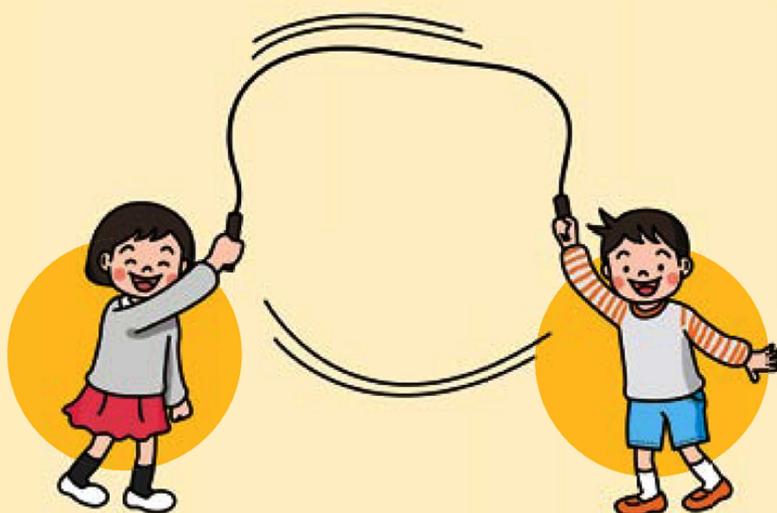


**(校内印刷配布用ダイジェスト版)**

鳥取県いじめ防止対策ガイドブック

# 笑顔でつながる



鳥取県教育委員会

## 1 魅力ある学校づくりをめざして

1

いじめは、関係する児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童生徒には不登校や自死などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。

また一方、子どもは成長発達途上の未熟な存在であること、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校においても起こりうるものである」こと、「誰もがいじめられる側にもいじめられる側にもなり得るものである」ことも十分認識しておく必要があります。

児童生徒を健全に育成し、いじめから一人でも多くの児童生徒を救うには、周りの大人一人一人が、「いじめは決して許されない行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し対応しなければなりません。

これらのことをふまえ、学校は、全ての児童生徒を対象に、「未然防止」「早期発見」「いじめへの対処」に取り組むことが求められています。

いじめは、単に個人的な問題ではなく、周りではやしたてたり見て見ぬふりをしたりすることで、いっそう深刻なものになるという集団としての問題にもつながると考えると、学級や部活動、グループ活動等人間関係づくりや集団づくりが鍵だと考えられます。日々の学校生活の中で児童生徒の年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、社会性を育むとともに、自己有用感が持てるような取組を進めることが必要です。

また、すべての児童生徒が授業に参加し活躍できる授業づくりを進めることは、いじめの未然防止の大切な取組です。学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしからかいなどは、学習意欲の低下だけでなく、生徒指導上の諸問題にも発展する可能性があります。

児童生徒が安心して楽しくいきいきと学校生活を送ることができるよう魅力ある学校づくりをめざしましょう。

**いじめの未然防止**：自己有用感を高める取組を行うこと

社会性を高めるために継続的な働きかけをすること

わかる授業づくりを進めること

日常的に学級や集団の中でいじめの問題にふれること

**いじめの早期発見**：アンテナを高く保ち、ささいな兆候もキャッチすること

**いじめへの対処**：いじめの問題に組織的に対応し、場合によっては関係機関と連携すること

各学校に配布した「鳥取県いじめ防止対策ガイドブック」本編のページを示しています。

## 2 いじめとは

2

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（『いじめ防止対策推進法』第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

（国『いじめの防止等のための基本的な方針』より）

いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。（同上）

〔表面的・形式的にすることなく〕

⇒ いじめの判断にあたっては、関係した児童生徒からの丁寧な聴取、複数の教職員による情報交換、アンケート調査などによって慎重に行う。

〔いじめられた児童生徒の立場に立つ〕

文部科学省『平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』に、「いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。」と示されている。

⇒ いじめに当たるか否かの判断にかかわらず、いじめられたとする児童生徒の気持ちを大切にすることで対応することが求められる。

### 2 具体的ないじめの態様

態様：物事のありさま、様子、状態の意。

3

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。（国『いじめの防止等のための基本的な方針』より）

### 3 求められる取組の充実

10

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることをふまえ、より根本的でないいじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組がいっそう求められます。そのため、学校は、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のための組織を設置しなくてはなりません。

#### <基本方針の内容例>

- いじめ防止のための取組
- 早期発見・早期対応の在り方
- 教育相談体制、生徒指導体制
- 校内研修など 等

#### <組織の役割例>

- 学校基本方針に基づく取組、年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめに係る情報の収集と記録、共有
- いじめの判断
- 緊急会議の開催、指導や支援の体制・対応方針の決定
- 「重大事態の調査」のための組織の母体

### 4 いじめの未然防止と魅力ある学校づくり ~いじめ問題への対応を切り口として~

13

いじめ問題への取り組みにあたっては、いじめ問題への対処、防止とともに、魅力ある学校づくりという本来学校がめざしてきた目標を見据えなければなりません。「いじめ問題を切り口として」人が成長していく場としての学校、教育のあり方を再考することが求められています。

#### 1 基本的な考え方

- ◆人は生涯にわたって人間形成を図りつつ、豊かな人生を求めていく存在である。
- ◆子どもたちの人間形成のためには、周囲との関わりの中で、「自分は大切にされている」といった安心感のもと、「自分は何かに（誰かに）役立っている」といった自信の獲得を通して自立や社会性の発達を促すことが必要である。
- ◆学校は、子どもたちが安心してよりよい生き方を問い求めることが保障された場である。

## 2 いじめ問題を取り巻く課題を解決していくために

14

全国で発生してきたいくつかの重大ないじめ事案は、今後生かされなければならないいくつかの課題を浮き彫りとしました。たとえば、

・教員	児童生徒との関係性、問題に対する感度、対応の在り方
・加害者	人の心への感受性、「遊び」の感覚
・被害者	自責とあきらめ
・周囲	正義感の孤立、自己防衛

いじめは、子どもの心のあり方、集団のあり方に関わる問題です。根本的にいじめをなくすためには、事後的な対応、未然防止のための取組だけでなく、「いじめのない学校づくり」の取組が必要です。そのためには、いじめに限らず、児童生徒自身が自らの問題を自覚し自ら対処する意欲をもつことによって問題を解決していく行動力をつけることが大切です。

めざすところ	第1次的対応	第2次的対応	第3次的対応
【いじめのない魅力ある学校づくり】	【いじめを許さない地域・学校文化、学級づくり】	【いじめの早期発見・早期対応】	【事案が発生した場合の迅速で誠意ある対応】
児童生徒の自主判断・行動の推進を促し、児童生徒の好ましい行動を育成	いじめの未然防止を目的	いじめが発生した後の対応	

「育成したい児童生徒像」のために意識しておきたいキーワード

目 標	豊かな人間性の育成
児童生徒像	<u>自立と社会性を基盤として、自己実現をめざす児童生徒</u>
達成課題	☆ <u>自己有用感</u> ☆ <u>仲間・正義を大切にする集団</u>

## 3 育成したい集団像

15

いじめの発生率が高いと言われる「管理型」「なれ合い型」の学級集団は、そもそも「授業がわからない、授業に興味を持ってない」という問題を抱えている場合があります。集団のルールが内在化され、子どもたちが主体的・積極的に活動し、親密な人間関係がある「満足型」の学級集団をめざしましょう。



## 5 子どもを育成する教師像

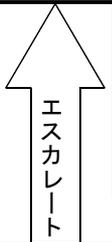
19

教師が専制的・放任的リーダーシップに偏って指導する学級集団では、子どもにとって教師に対する不満がいつもくすぶっており、その解消のはけ口・矛先が誰かに向かうことになり、いじめが起きやすくなります。また、集団内に規範意識の喪失や無視、あるいは無秩序状態が発生しやすいため、集団内で攻撃行動が起こりやすくなります。民主的リーダーのタイプで指導していくことを基本としながら、時と場合に応じて専制的リーダーシップや放任的リーダーシップのよさを使い分けていくことにより、いじめが発生しにくい集団を形成していきましょう。

## 6 発生するいじめの様態から見えること

20

### 暴力を伴ういじめ

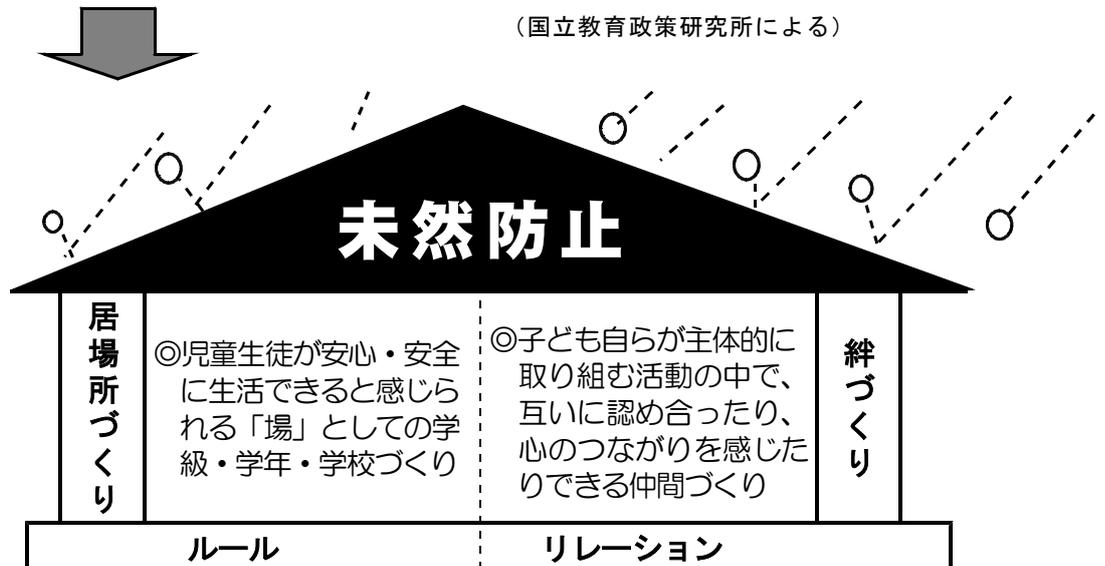


・被害を訴えたり、加害を認めたりした子どもは1割ほど → かなり限定的  
 ◎「暴力」に気づいたら、まずは速やかに止めに入る  
 把握していながら毅然とした対応がなされなかった、適切な対策がなされてこなかった、という点に問題が発生する

### 暴力を伴わないいじめ

・加害経験を「軽くぶつかる・叩く・蹴る」を含めれば4割の児童生徒が加害経験を持つ  
 →どの児童生徒も何らかのきっかけがあれば被害者にも加害者にもなり得る  
 →児童生徒の加害経験と強く関わってくるのが、時々「ストレス」  
 ◎「ストレス」があってもいじめに向かわない  
 「満たされている」「認められている」と感じていることが重要  
 相手の存在を前提（自分の行ったことを他人から認めてもらった、自分が相手にした働きかけを相手から評価された）として生まれてくる「自己有用感」がポイント

（国立教育政策研究所による）



※この図は、国立教育政策研究所による「居場所づくり」「絆づくり」、心理検査 Q-U、hyper-QU の著者（早稲田大学河村教授）による「ルール」「リレーション」を組み合わせたものです。



## 「居場所づくり」・「絆づくり」と「自己有用感」

21

(国立教育政策研究所 生徒指導リーフ増刊号「いじめのない学校づくり  
『学校いじめ防止基本方針』策定Q&A」より)

学校のどのような実践がいじめを減らすことにつながるのか考える中で、キーワードとして浮かび上がってきたのが、「居場所づくり」であり、「絆づくり」です。

「居場所づくり」とは、文字通り、学級や学年、学校を児童生徒の居場所になるようにしていくことです。様々な危険から子どもを守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感も重要です。そのためには、授業改善、授業の見直しから始めていくことが必要になります。

また、小学校の低学年のうちから、授業中は正しい姿勢を保つことに慣れさせておくことも大切です。そうでないと、「わかる授業」を行っていても集中力が途切れて「わからなくなる」こともありえます。忘れ物をさせない指導なども、同じです。単に「居心地よくしてあげる」ということではなく、「子どもが困らないようにする」ための場所づくりと考えましょう。

「絆づくり」とは、教師がきちんと「居場所づくり」を進めているという前提のもとで、子ども自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることです。子ども同士と一緒に活動することを通して自ら感じとっていくものが「絆」であり「自己有用感」ですから、「絆づくり」を行うのはあくまでも子ども（同士）です。教師が直接に「絆づくり」に関与すること、直接に「自己有用感」を与えることはできません。

ただ、そのための「場づくり」はできますし、必要です。全員の子どもの「絆づくり」を促すためには、それなりの教師の働きかけが不可欠ですし、組織的・計画的な働きかけが必要です。一言で言うなら、すべての児童生徒が活躍できる場を準備することです。

こうした視点で「授業づくり」と「集団づくり」を見直していくことができれば、いたずらにトラブルが起きることも、それがいじめへとエスカレートすることもなくなっていきます。きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子どもなら、いたずらにいじめの加害に向かうことはないはずだからです。

すなわち、

- ・ 規律（きりつ）
- ・ 学力（がくりよく）
- ・ 自己有用感（ゆうようかん）

が大切なのです。

○身体的な健康を中心にした、主に家庭で取り組むべき課題は

「早ね・早おき・朝ごはん」



○いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題は

- ・ 規律（きりつ）
- ・ 学力（がくりよく）
- ・ 自己有用感（ゆうようかん）



★きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子ども

教師が、子どもが困らないようにするために「居場所づくり」に留意する  
→ 子どもが困ったり失敗しても安心してそれが出せるような雰囲気をつくる  
→ 子どもが自分たちで、誰もが困らないような環境づくりに努める  
というイメージをもって個と集団の育成を進めましょう。

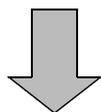
## 5 いじめへの対応

### 1 いじめの状況と心理の変化

26

年齢が上がるにつれて、周りには遊びといじめの区別がつきにくくなります。周囲のセンサーの感度を高め、いじめに進行していくまでに対処することが大切です。

<p><b>「遊び仲間」 対等・平等の関係</b></p> <p>○遊びや生活をとおして、互いにふざけあったり、じゃれ合ったり、いさかいがあったりする。</p>
<p><b>支配・服従関係のめばえ</b></p> <p>○立場を入れ替えながら、ふざけ・いじわる・からかいなどを行うようになる。</p> <p>○度重なるふざけ・からかいなどを不快に感じるようになる子どもが見られ出す。</p>



いじめに発展

	グループの行動・状況	いじめられている子どもの心理
第一段階	<p>○ 標的を固定化、ゲーム感覚</p> <p>・周囲にいじめられている子どもへの差別意識を植え付け、孤立無援の状態にする。</p>	<p>・ 周囲から差別的な対応を受けることで、自己否定感が高まる。</p> <p>・ 誰も助けてくれない孤立感が高まる。</p>
	<p>↓</p> <p>深刻化</p>	
第二段階	<p>○ いじめがエスカレート</p> <p>・ いじめられている子どもが「反撃しても無駄だ」と思うまで続ける。</p> <p>・ いじめられている子ども及び周囲の子どもに「大人に話すことは卑怯」と認知させ牽制する。</p>	<p>・ 大人に話すことは卑怯なことだ、大人が介入できないものだと思込むようになる。</p> <p>・ なされるがままにしておいた方がいいと思うようになり、抵抗しようという気持ちが失せていく。</p>
第三段階	<p>○ いじめとわからないような振り舞いの裏での深刻ないじめを行う。</p> <p>・ 楽しく遊んでいるかのように見せる。</p> <p>・ 多額の金銭搾取や暴力など露骨かつ陰湿ないじめを行う。</p>	<p>・ 孤立状態が続き、どうにもならないという閉塞感を募らせる。</p> <p>・ いじめている子どもの言いなりにならざるを得ない自分を無価値な存在として受けとめる。</p> <p>・ 自分のことは自分で始末をつけるというプライドの喪失を恐れ、大人に知られたくないと思う。</p>

(中井久夫氏の整理による)

## 2 集団の規律や人間関係に変化が起きているときにみられるサイン

27

次のようなサインが見られるときには、いじめが潜んでいる可能性があります。

◆教室や廊下で、仲間同士集まり、ひそひそ話をしている。

◆一日中、特定のグループで固まって行動している。

◆仲間だけにわかるようなサインや隠語を使っている。

◆特定の子どもの発言に対して周りの子どもが、顔を見合わせたり、笑ったり、さげすんだように反応している。

◆教師が近づくと、グループが不自然に分散する。

◆友だちからの声かけを意図的に無視する。

◆特定の子どもに周りの子どもが異常に気をつけている。

◆教師が近づくと、急に仲のよいふりをする。

◆特定の子どもの発言に対して周りの子どもが、迎合している。

◆金品の貸し借りを頻繁に行っている。

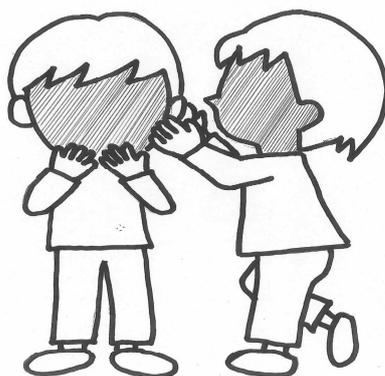
◆教師によって態度を変える。

◆掲示物、黒板、壁に落書きや中傷表現が見られる。

◆自己中心的な言動が目立ち、ボスのような子どもがいる。

◆教師から誤解（悪者扱い）されていると思い込んで、すぐむきになったり、行動、動作が乱暴になったりする。

◆ふざけた雰囲気の中で、班長や学級委員が選ばれる。



### 3 いじめが起きているときに子どもにみられるサイン

28

子どもたちの心は体調や行動に表れるものです。ここではいじめを受けている場合の特徴的なサインを示しましたが、いじめによる心への影響は表面化しにくく、個人差も大きいいため、周囲にはわかりにくいものです。

もともと子どもそれぞれに性格や行動の特徴は異なりますから、何か不安や悩みがある場合に一樣の状態を示すということはありません。ふだんから一人一人の子どもの様子を注意深く理解し、何らかの変化があったときには敏感にとらえることが大切です。

#### いじめられているときに見られるサイン

- ◆表情が暗い。顔色がよくない。
- ◆いつもおどおどしている。
- ◆ぼんやりしたり、そわそわしていたりする。

- ◆一人で登校することが多くなる。
- ◆早く登校したり遅く登校したりする。
- ◆登校をしびるようになる。
- ◆遅刻・早退・欠席が目立つようになる。
- ◆欠席の理由がはっきりしない。

- ◆宿題・課題をしてこないことが多くなる。
- ◆学習意欲、学習成績が低下する。
- ◆次の学習準備をせずにぼんやりしている。

- ◆周囲に過度な気遣いがみられる。
- ◆周りからのあいさつや声かけに反応しない。
- ◆友だちやグループに交わらず、一人ぼつんとしている。
- ◆これまで仲の良かったグループからはずれて（はずされて）いる。
- ◆休み時間になっても、自分の席から離れようとしない。
- ◆特に用もないのに保健室や職員室などに来て時間をすごすことが多くなる。
- ◆いつも教師の近くにいたがる。逆に、避けようとする。



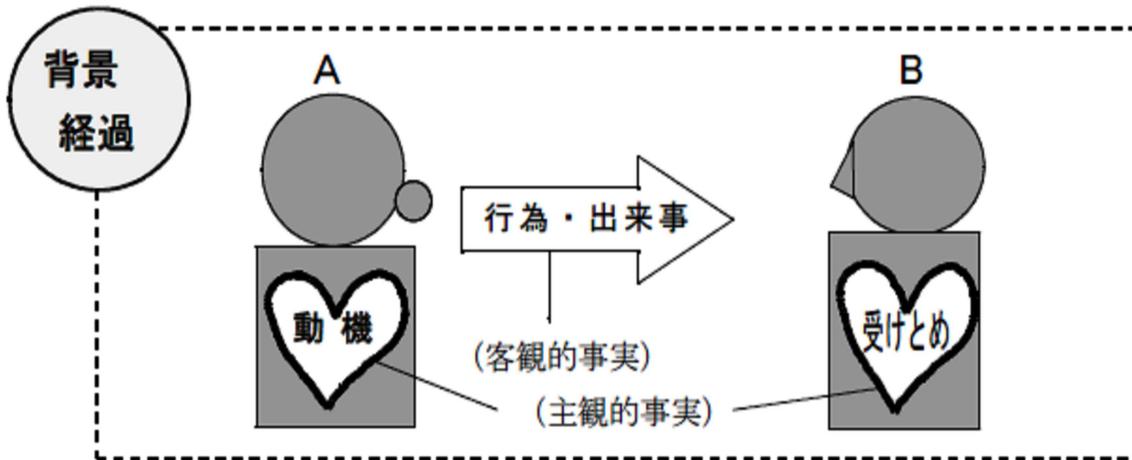
- ◆遊びの中で、いつもいやな役をさせられる。
- ◆プロレス遊びのようなことに無理やり加えられる。
- ◆異様な声かけやふざけともとれる行為を受けている。

- ◆机の周りに学習用具が散乱している。
- ◆教科書・ノートに落書きされている。
- ◆グループの活動のときに、無視されたり無理強いさせられたりしている。
- ◆周りの児童生徒が席を離して座ろうとする。
- ◆発言をやじられたりからかわれたりする。

#### 4 子どもの行為の判断と対応にあたって

32

いじめであるかどうかの判断や対応にあたって、子どもたちの行為をひとくくりにするのではなく、その行為ややりとりがどのような動機や経過によって起こったものであるかとらえるとともに、客観的事実と主観的事実とを丁寧に調べ整理し判断することが必要です。また、発達段階を踏まえて対応をすることが大切です。



##### (1) 動機や経過を丁寧にとらえる

その行為・出来事が卑怯ないじめであるかどうかの判断にあたって、

- (優位な) 力関係を乱用しようとしたものかどうか
- 自分を利するために他を害したものであるかどうか
- 故意によるものか偶然によるものか
- 悪意をもってなされたものかどうか
- 差別的な心情や支配的な意識があったかどうか

⇒ 卑怯ないじめ?

『鳥取県いじめ防止基本方針』より

「いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為です。」



##### (2) 発達段階ごとの特徴を踏まえる

33

##### 小学校低学年

行為の表れ方、いじめの特徴

- ◆ 自分の感情を上手に表現できないことから手がでしまう。
- ◆ 関わり方の不器用さから相手に不快感を与える。
- ◆ 仲間を求めて行うものや、欲求不満から行うものが多い。
- ◆ ちょっかいを出すような「たたく」「ける」「悪口を言う」「人の嫌なことをする」などの言動が多い。



- ☆ 自分の非を素直に認める、謝る、許す、仲直りするなどの経験を繰り返すことは、この時期の子どもたちの社会性の形成の上で重要である。行為がどのような意味を持つかを考えさせる機会としてとらえる。
- ☆ 学級全体への指導とともに、人に嫌な思いをさせたり、いじめる子どもへの丁寧な指導、日常的な友人との接し方やルール、自己表現を促す指導が大切である。

### 小学校中学年期

- ◆ 仲間はずれや無視など心理的ないやがらせが見られるようになる。
- ◆ 同性のグループが形成され、自分たちのグループと異なる雰囲気を持った子どもを排斥しようとする。
- ◆ 嫉妬心や支配欲から、いたずらやいやがらせをする。



- ☆ いじめと判断しにくい事象が増える。複数の教員で、子どものグループの様子を注意深く観察する必要がある。
- ☆ いろいろな仲間と交流ができるよう配慮することが大切である。
- ☆ 行為の主体者は遊び感覚でふざけているつもりでも、対象者はいじめられたと感じている場合が多い。相手の不快な感情、よりよい関わり方について考えたりする。

### 小学校高学年

- ◆ 仲間はずれや無視、しつこく悪口など心理的ないじめが多くなる。
- ◆ グループが固定化し、対抗意識からいじめに発展することが多い。
- ◆ リーダー格が現れて支配欲がいじめに発展することがある。
- ◆ いじめがあっても、それをいじめと認める割合が減少する。



- ☆ グループへの同調志向が強くなり、悪いと思いながらも「みんながするから……」とする傾向がある。
- ☆ 大きな集団によるいじめが発生する可能性があるため、学級内外のグループの関係の変化に留意し、複数の教員で情報交換・共通理解を図ることが必要である。
- ☆ 女子には、不安定な思春期の心理特性が早く表れることに留意して、グループ形成や子どもの行動・心理に目を配りながら指導する。
- ☆ いじめだとはっきり認識することができれば、正常な善悪判断ができる状態の子どもが多い。状況に応じて具体的に何をすればよいかを考え、自分の行為を客観的に見つめ直させる必要がある。

## 青年前期（中学生期）

- ◆ 仲間同士の悪口から生じるいじめ、グループ内で優位性を示そうとすることから生じるいじめ、仲間同士の結束を図ることから生じるいじめなどが多く見られる。
- ◆ 子ども同士のグループ形成が多様化・拡大化することから、大集団における嫌悪感をともなったいじめや、反発・報復の意識をもったいじめが目立つようになる。
- ◆ 他者がいじめられることを愉快に感じたり、他者がいじめられることに無関心を装ったりする行為がしばしば見られる。



- ☆ 中心的な子どもへの継続的な対応とともに、周囲の子どもたちを含む集団に対して、いじめの不当性を徹底して指導する必要がある。
- ☆ 自分の行為を客観的に考えさせ、本人の存在価値を自覚させながら、信頼関係をつくって自分を開示していくことができるような指導を行う。
- ☆ 重大なケースの場合には、学校全体でいじめられた子どもを守る体制をつくり、いじめた子どもに対しては、背景にも留意して指導するとともに関係機関との連携も必要である。

## 青年期（高校生期）

- ◆ ゲーム感覚のいじめは減る一方で、悪口や無視、携帯電話やPCを使ったネットいじめ、万引きの強要といった悪質ないじめが目立つようになってくる。
- ◆ 相手の人格・人間性にダメージを与える種類の嫌がらせも多くなる。
- ◆ 場合によっては、周囲も「いじめられるほうにも原因はある」と醒めた目で見ていることもあり、教師への報告が少なくなり発見しにくい傾向が生じる。
- ◆ いじめられる側の中にも、自分がいじめられているのは仕方がないことだと考える生徒も出てくる。その中には、小学校や中学校の時代から継続的にいじめのターゲットにされているケースも多い。



- ☆ 日頃からいじめに対して毅然とした態度でのぞむことを十分理解させておく。集会やLHRなどの機会を通して「いじめは卑劣な行為であり、理由の如何を問わずけっして許される行為ではない」と呼びかける。
- ☆ いじめは、多くの場合、生徒を取り巻く生活環境やストレスが影響しており日頃からの生徒理解や家庭との連携を深めておくことが大切である。
- ☆ 生徒の動向や人間関係に、何らかの懸念が生じたら、すぐに教職員間で情報共有を図る。

## 5 当面の対応展開例と留意点

37

### 1 いじめ情報（気になる情報）のキャッチ

- いじめが疑われる言動
- 生活ノート等の気になる言葉
- 児童生徒や保護者の訴え
- アンケート
- 他の教職員からの情報 など

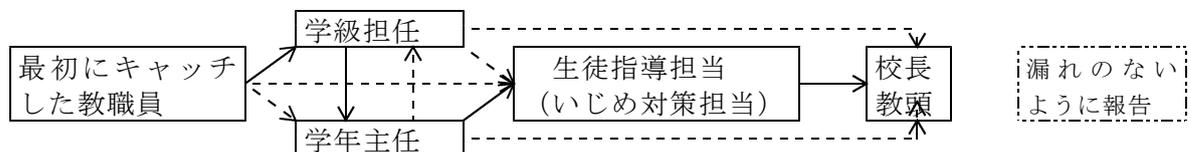
⇒ 独断で判断して解決を焦らない

報告を受けた担任が陥りやすい傾向

- ・自分の責任と思いつめ、自分だけで解決しようとする
- ・指導力が否定されたと感じる
- ・解決を焦る

### 2 報告

- ・分かっている範囲で5 W 1 Hにまとめ、事実のみを伝える（可能ならメモ提供）
- ・記録者を決めておき、時系列で正確かつ詳細に記録する



### 3 校内組織の編成

事態に応じて柔軟に編成

### 4 対応方針の決定・役割分担

#### (1) 情報の整理

- いじめの様態、発見のきっかけ、いじめの発端、被害者・加害者・周囲の状況など

#### (2) 対応方針

- 緊急度、重大度の確認
- 事情聴取や支援・指導の際に留意すべきこと

#### (3) 役割分担

- 被害者・加害者からの事情聴取と指導の担当者
- 周囲の児童生徒からの事情聴取の担当者
- 当面の全体・学級指導の必要性判断と担当者 ○ 保護者会開催の有無
- 関係保護者への対応担当者 ○ 関係機関への連絡の有無・対応担当者

事態に応じて職員会議の開催

- ① 全職員への周知と共通理解
  - ・事態の概要をまとめた資料を準備
- ② 今後の対応方針と役割分担
  - ・原案を提示し、緊急度により協議または報告のみ

※状況によっては  
3、4、5-①を  
並行展開するなど  
臨機応変に対処

### 5-① 事実関係の聴取と児童生徒への支援・指導

#### (1) 事実関係の聴取にあたって

- 安心して話せるよう、その児童生徒が話しやすい人や場所、時間帯などに配慮する。
- いじめられている子どもと、いじている子どもと、事情を聴く場所を分ける。また待機させる部屋の様子は、教師の目が届くようにしておく。
- 話しやすい雰囲気をつくり、状況、きっかけ等を丁寧に聞き、事実に基づく指導を行えるようにする。
- いじめられたとする子どもの話の流れを大切にし、質問は内容を整理するためのものに

- 絞るなど、質問をなるべく絞る。また、子どもの発言をじっくり待つ。
- 先入観をもたずに聞く。勝手な解釈や評価はしない。
- 聴取は、被害者→周囲にいる者（冷静に状況をとらえている者）→加害者の順に行うことが望ましい。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者について秘密を厳守し、報復などが起こらないよう細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は、該当生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

## (2) いじめをうけた児童生徒への対応

### ① 基本的な姿勢

- 子どもの話を共感的に聴き、率直な心情を聴き取ることが中心に進める。その際、無理強いしないようにする。
- 自分の心情を素直に話せない子どももいる。保護者や同級生などから情報を収集して、行動や生活の変化をとらえた上で心情を引き出すことも大切である。
- いじめられた子どもを支え、表面的な変化から解決したと判断せず、継続して見守っていく。

### ② 事実の聴取と経過観察・支援にあたって

- 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- 悔しさやつらさにじっくりと耳を傾けるとともに、しっかりと守っていく姿勢を示す。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め励ます。
- いじめている側の子どもの今後の付き合い方など、本人の気持ちを確かめながら行動の仕方を具体的に助言する。
- 本人の状態や気持ちによっては、座席、係活動・当番活動などのグループに配慮するなど、「居場所づくり」に努める。
- 些細な心配でもいつでも相談できるように、学校の連絡先（電話番号・教職員名）を伝えておく。

## (3) いじめた児童生徒への対応

### ① 基本的な姿勢

- 人をいじめることは卑怯な行為であり、「いけないことはいけない」という認識を持ち毅然と指導する。
- その一方で、事実関係はもとより、いじめを行った背景や経過についても把握し、子どもの心の内面を理解するように努める。（[5](#)－4参照）
- どの子どもにも自分の行為を省みて、よりよい生き方に改めていく力があるという認識を持ち、その子どもの成長を願うという基本姿勢で指導にあたる。行った行為に対して、生き方としてどうなのか、自分はどうすべきだったのか、今後どうしていくのかをしっかりと内省させる。

### ② 事実の聴取と経過観察・指導にあたって

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- うそやごまかし、言い逃れや責任転嫁等のないよう事実確認を行う。
- なぜいじめが絶対に許されない行為であるのか、人権の視点で認識させる。いじめられた児童生徒の身になってよく考えさせ、自分がしたことの重大さに気づかせる。
- いじめに至った自分の心情やグループ内での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。自分のしたことについて理解や判断が難しい児童生徒に対しては、事実関係等を図示したり時系列に文字化して示したりして、自分を客観的に見つめさせるような手立てを工夫する。
- 今後の行動を考えさせるにあたっては、いじめの様態や程度、児童生徒の実態等に応じて、できるだけ具体的なあり方を、児童生徒と教師とで確認する。「人を大切にする」「がんばる」など、抽象的な目標設定に終わらず、それは具体的にはどのような行動かを約束し、教師もそれを見守っていくこととする。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。ただし、その気持ちを置き去りにして、教師の提案・考えを押しつけるような対応にならないよう心がける

### 好ましくない対応

<p>＜ いじめを受けた児童生徒に ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「気にしすぎ」とか「あなたにも責任がある」といった言動をとる。(たとえばいじめとは言えない場合でも、訴える側にはそれだけの事情がある。)</li> <li>・「いじめられている方にも問題がある」「がんばれ、いい試練だ」といった人権感覚に乏しい発言をする。</li> </ul>	<p>＜ いじめを行った児童生徒に ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体罰を行う。</li> <li>・みんなの前でいじめた児童生徒を非難したり、人格を否定するような発言をする。</li> <li>・命令口調で対応したり、一方的に問い詰めたり追い詰めたりする。</li> <li>・過去を引き合いに出す。</li> <li>・兄弟姉妹と比較する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導を加えず、当事者同士の話し合いだけに任せて解決とする。</li> <li>・どちらの言い分が正しいか、主観的に決めつける。</li> <li>・注意、叱責、説教だけで終わったり、ただ表面的に謝ることだけで解決とする。</li> <li>・十分な事実確認をせず、あるいは本人や相手の合意を得ないまま対面の場をもつ。</li> </ul>	

#### (4) 周囲の児童生徒、学級への対応

##### ① 基本的な姿勢

- 教師の意識は、いじめられている子どもに安心感を与え、周囲の子どもにも真剣に考えようとする意識を生む。解決への強い意志を率直かつ真剣に伝えるようにする。
- 担任が学級全体の問題として取り上げることが必要だと考えても、独断的な判断や解決方法では成果が期待できないこともある。校内組織の方針や他の経験豊かな教師などの助言も受ける。
- なぜいじめはいけないのかということについて、いじめられた児童生徒への影響、人としての生き方の問題として、児童生徒の発達段階に応じて理解を促す。
- よりよい学級や学年等集団をつくるために、全体のあり方問題として対応していくという認識を教師と児童生徒で共有する。

##### ② 事実の聴取と経過観察・指導にあたって

- いじめられた児童生徒は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- 周囲ではやしたてていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- これからどのように行動したらよいかを考えさせる。子どもに当事者意識が生まれても、問題を解決する場が確保され、子ども自身が解決の方法を見いださなければ、いじめの根を絶つこと、さらに未然防止にはつながらない。性急で表面的な解決を求めることなく、子ども同士がしっかり考え話し合う場を十分確保する。
- いじめの事実を告げることは、つらい立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であること、「チクリ」などと批判する態度こそ問題であることを伝える。
- いじめの発生とも関係すると思われる集団の行動規範や言葉遣いなどがあれば、振り返らせる。

### 好ましくない対応

<p>＜ 周囲の児童生徒に ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中には心を痛めながらも傍観者の立場にいた者もある。なぜ先生は気づかないのかと感じていた者もいるかもしれない。そのような中で教師の指導が正義をふりかざすような表面的な説諭や感情的な主張に終始すれば、禁止的な指導としか映らず結果的に子どもの心に届かなかつたり子ども自身の主体的な解決につながらなかつたりする。</li> </ul>
<p>＜ 学級全体の問題とすることが不適當な場合 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の秘密にしたい事象が明かされ、孤立が深まるおそれがある場合</li> <li>・学級内の信頼関係、学級の自浄能力が不十分で、問題の解決にとってかえってよくないと考えられる場合</li> <li>・本人や保護者が学校や担任に不信感を抱いている場合</li> </ul>

## 5-② 保護者との連携

### (1) いじめられた児童生徒の保護者との連携にあたって

- 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- 憶測で話をしない。事実関係を正確にわかりやすく伝える。関係のないことまで話を広げない。
- 学校として力を合わせて子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。対応を安易に終結せず、経過を観察することを伝え、理解と協力を得る。
- いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を控えていただくことを依頼する。
- いじめた児童生徒や保護者への一方的な非難は、思いを丁寧に聴いた上で、冷静な判断も促すように努める。
- 家庭での様子について、どんな些細なことでも心配な点があれば学校に伝えてもらう。いつでも相談できるように、学校の連絡先（電話番号・教職員名）を覚えておく。
- 自己肯定感や自信が持てるような言葉かけ、励ましを心がけてもらう。
- 家庭において安心して話せる環境（時間・相手・方法など）を設けてもらう。

### (2) いじめている子どもの保護者との連携にあたって

- 事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- 対応の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導対応に対する理解を求める。
- 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 憶測で話をしない。事実関係を正確にわかりやすく伝える。関係のないことまで話を広げない。
- 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実をもとに指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- 学校の指導方針を示し、被害者への謝罪、子どもとの対応方法などを具体的に助言する。
- 保護者としての怒り、失望、自責の念などの心情を理解する。保護者の気持ちが追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることがある。子どものよさや今後の変への期待も伝えたり、保護者の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
- 事実を認めなかったり、うちの子は首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実を確認し、学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。
- 教師と保護者が協力して子どもを育てるという姿勢を示す。
- 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から子どもの様子について情報提供を受ける。

### 好ましくない対応

#### ＜ いじめを受けた児童生徒の保護者に ＞

- ・ 安易に「うちのクラスにはこれまでいじめはなかったので・・・」「いじめは見えにくいので・・・」など、自己防衛的な発言に終始する。
- ・ 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- ・ 「いじめたの子どもにもいろいろと事情があって・・・」など、いじめを間接的に容認しているととられるような発言をする。
- ・ 電話で簡単に対応する。

#### ＜ いじめを行った児童生徒の保護者に ＞

- ・ これまでの子育てについて批判する。
- ・ 電話で簡単に対応する。

(参考) 聴取・対応の際の心得

42

傾聴	相手の顔を見てうなずきながら聴き、しっかり聴いているというメッセージを伝える。
復唱	相手の訴えた言葉を復唱し、相手の言葉をしっかり受け止めているというメッセージを伝えるとともに、相手が自分に起きていることを客観的にとらえられるよう促す。
整理	話が混乱してきているときには、聴いた内容を整理し、相手が自分の感情を整理し、話の内容や事実関係を正確に伝えられるようにする。
質問	話している内容がわかりにくいからといって、相手の話をさえぎってまで聞かない。 不明確なところを簡潔に整理してから質問する。
支持	相手の気持ちや行動、努力している姿を認める言葉をかける。 本人の努力した方向が違っているとしても否定せず、「どうしてそうしたの?」「どんな気持ちだったの?」など、その気持ちを聴くようにする。

 家庭で……



43

① 「いじめ」と「ストレス耐性」

現在の子どもたちの生活は、個人差はあれ、好きなときに好きなことをやりただけでできる、好きなものを食べただけ食べるといった傾向がみられます。そのような生活実態の中で「ストレス耐性」がつかず、我慢することが必要な場面や緊張する場面で、感情にまかせた言動をとったり、ちょっとしたプレッシャーにも耐えられず自分をコントロールできなかったりといった傾向が顕著な子どもが増えていると言われています。

いじめを行う子どもの中には、何のためらいもなくそれを行う子どももいます。ストレス耐性が身についていないため、内心の葛藤や自己コントロールといった、いじめを抑止する心が育っていないためです。子どもの頃に身につけた習慣は、改めようと思っても容易なことではありません。

このように考えると、鳥取県や各市町村で取り組んでいる学校と家庭とが連携した取組は、学習への影響だけではなく、いじめの防止にもつながるものとも言えます。

② 「いじめ防止対策推進法」に示された子どもと保護者の努力義務

この法で、保護者に対しても次のような努力義務が規定されました。

- ①子どもがいじめをしないように指導すること
- ②いじめを受けた場合には適切に保護すること
- ③いじめの防止等の措置に協力すること

周囲の大人の温かい支えを

子どもがみせるサイン(いじめの徴)

◆電話等での会話の中に、「キモイ」「ウザイ」「むかつく」「ばい菌」というような言葉や差別的なあだ名が聞こえてくる。

◆与えた覚えのない小遣いや洋服物を持っていたりする。

◆頻繁に電話をかけたり、メールを送信したりして、その後に外出する。

●「気のせいではないか?」「あなたにも悪いところがあるのでは?」「もうちょっとがんばっては?」など否定的に受けとめるのではなく、また、できるだけ口をはさまず、じっくりと話を聴いてあげましょう。

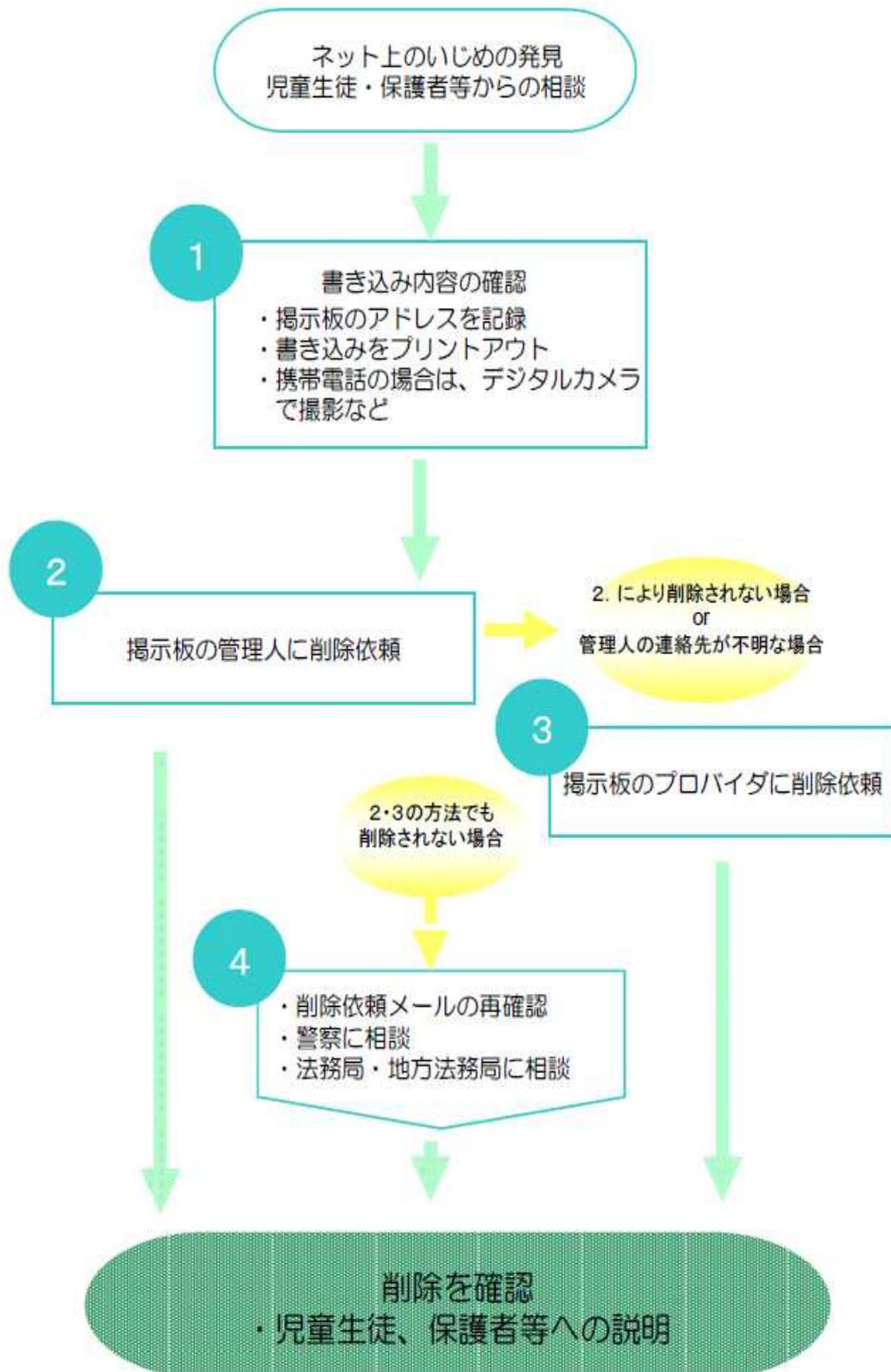
●あなたは大切な存在だ、どんなことがあってもあなたの味方であるという親としての強い意思をしっかりと伝え安心感を与えましょう。

●小さな変化でも学校にすみやかに相談しましょう。電話や手紙よりも、先生と直接話し合うことが大切です。学級担任以外にも、学年主任、養護教諭、教育相談担当、生徒指導担当、管理職など誰にでも相談できます。

●いじめていた子どもの保護者とは、学校と相談しながらかわります。

●学校に相談しにくい場合には、相談機関に相談しましょう。

# 誹謗・中傷の削除の流れ



## 学校用

## 重大事態対応フロー図

## いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

## 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
  - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
  - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

## 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

## 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

## ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

## ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

## ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

## ● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

## ● 調査結果を踏まえた必要な措置

## 学校の設置者が調査主体の場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力